

貸金庫使用規定

1. 格納品の範囲

(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。

- ① 宝石、貴金属、その他貴重品、公社債券、株券その他の有価証券
- ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書、その他の重要書類
- ③ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(2) 前項各号に掲げるものについても、相当の理由がある時は格納をお断わりすることがあります。

(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。

- ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、リスクの高いと考えられるもの
- ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

2. 利用目的の確認

(1) 貸金庫の契約締結または利用等にあたっては、借用者はマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。

(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

3. 契約期間等

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借用者または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は新借用申込書のお差出しを省き、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

4. 使用料

(1) 当金庫所定の手数料を毎月10日に使用料として「月払い」にて、借主が指定した預金口座から普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しの上使用料に充当します。

(2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、翌月から適用します。

5. 鍵の保管

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は使用者が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえ借用者および当金庫職員の印章により封印し、当金庫が保管します。

6. 貸金庫の開閉等

(1) 借用者および借用者が届け出た代理人に「貸金庫カード」を発行しますので、借用者および代理人が保管してください。

(2) 開庫にあたっては、借用者または代理人が「貸金庫カード」をカード操作機に挿入し届出の暗証番号をボタンにより操作のうえ正鍵を使用して行ってください。

(3) 停電、故障等により「貸金庫カード」による貸金庫開閉ができないときは、所定の「貸金庫開閉依頼書」に必要事項を記入のうえ「貸金庫カード」と共に窓口へ提出してください。

(4) 貸金庫格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。

(5) 当金庫は、場合によって格納品の出し入れに立ち会うことがあります。

(6) 貸金庫の利用後は、施錠を確認のうえ退出してください。

(7) 貸金庫をご自分で閉庫できない場合、または閉庫に当金庫専用鍵の併用を要する場合は直ちに、閉庫

を係りに請求ください。この申出がないためにご損害が生じましても当金庫はその責を負いません。

7. 届出事項の変更等

- (1) 印章を失ったとき、印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったとき、またはその他この取引に影響のあることが起こった場合は、直ちに書面にて当支店へ届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8. 鍵の喪失時等の取扱い

- (1) 「貸金庫カード」もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開庫は、当金庫所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、借用者立会いで副鍵の封印を開袋し副鍵を使用して開庫します。また、錠前等の取替に要する費用をお支払いいただきます。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (3) 「貸金庫カード」を失った場合の「貸金庫カード」の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行い、所定の再発行手数料をいただきます。

9. 暗唱ならびに印鑑照合等

- (1) 当金庫の操作機により「貸金庫カード」を確認し開庫のための操作の際、使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して開庫、その他の取扱いをしましたうへは「貸金庫カード」または暗証番号につき偽造・変造・盗用、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、操作機の故障等の場合に当金庫の窓口において「貸金庫カード」を確認し、「貸金庫開閉依頼書」諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された暗証番号または印影と届出の暗証番号または印鑑との一致を確認のうへ、取扱いした場合も同様とします。
- (2) 「貸金庫開閉依頼書」等、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて開庫その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造・変造・盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。

10. 損害の負担等

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- (3) 借用者もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

11. 反社会的勢力との取引拒絶

この貸金庫は、第12条第3項第1号、第2号イからハおよび第3号イからホのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項第1号、第2号イからハまたは第3号イからホの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

12. 解約等

- (1) この契約は、借用者の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印

章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえで貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときはこのほか第8条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一つでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 借用者が使用料を支払わないとき。
- ② 借用者が行方不明のとき。
- ③ 借用者について相続の開始があったとき。
- ④ 借用者もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき。
- ⑤ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき。
- ⑥ 「貸金庫カード」の改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき。
- ⑦ 借用者または代理人がこの規定に違反したとき。
- ⑧ 借用者名義人が存在しないことが明らかになったとき、または借用者名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
- ⑨ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
- ⑩ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
- ⑪ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借用者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借用者に通知することによりこの契約の解約をすることができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。

- ① 借用者が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 借用者または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - イ. 暴力団
 - ロ. 暴力団員
 - ハ. 暴力団準構成員
 - ニ. 暴力団関係企業
 - ホ. 総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - ヘ. その他前各号に準ずる者
- ③ 借用者または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - イ. 暴力的な要求行為
 - ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ニ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - ホ. その他前各号に準ずる行為

(4) 前2項または前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の

属する月の翌月から明渡し日の属する月までの使用料相当額を月割り計算によりお支払いいただきます。不足額が生じたときは、当金庫はこの不足額を明渡しの日^に第4条1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5) 第1項から第3項の明渡し^が3ヶ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借用者の負担とします。

(6) 使用料、遅延損害金その他借用者が負担すべき費用が支払われないときは、前第5項の処分代金をこれらに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求があり次第お支払いいただきます。

13. 貸金庫の修繕、移転等

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに^に応じてください。

14. 緊急措置

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し^し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

15. 譲渡、転貸等の禁止

貸金庫の使用権および「貸金庫カード」は譲渡、転貸または質入することはできません。

16. 成年後見人等の届出

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。これらの成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

17. 規定の変更

(1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

福岡ひびき信用金庫

(2026年4月1日)